

利水 2章

第1稿	第2稿	備考
<p>2.3 利水</p> <p>淀川水系の水は、淀川流域以外の地域も含めて、滋賀県と京阪神の約1400万人の暮らしと経済を支えている。</p> <p>歴史を振り返ると、京阪神地域は、戦後復興における産業発展のため多量の水資源を必要としたため、地下水に依存した結果、数メートルもの地盤沈下が生じ、低い沖積平野をさらに低くし、高潮や洪水に対してより被害が起きやすくなった。</p> <p>そのため、昭和20年代より阪神地区では産業基盤及び地盤沈下対策として工業用水道が整備された。</p> <p>昭和30年代後半には、高度経済成長下、水需要を急増させることになり、相次いで水資源開発に係る法整備がなされ、平成3年度完成の琵琶湖開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。</p> <p>しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり、かつて日本経済を支えた臨海工業地帯では、工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。農業用水についても、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等による水利用の実態が変化している。</p> <p>一方、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。さらに、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがある。</p>	<p>2.3 利水</p> <p>淀川水系の水は、淀川流域以外の地域も含めて、三重県、滋賀県、奈良県、及び京阪神の約1700万人の暮らしと経済を支えている。</p> <p>歴史を振り返ると、京阪神地域は、戦後復興における産業発展のため多量の水資源を必要としたため、地下水に依存した結果、数メートルもの地盤沈下が生じ、低い沖積平野をさらに低くし、高潮や洪水に対してより被害が起きやすくなった。</p> <p>そのため、昭和20年代より阪神地区では産業基盤及び地盤沈下対策として工業用水道が整備された。</p> <p>昭和30年代後半には、高度経済成長下、水需要を急増させることになり、相次いで水資源開発に係る法整備がなされ、平成3年度完成の琵琶湖開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。</p> <p>しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり、かつて日本経済を支えた臨海工業地帯では、工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。<u>安定的な水供給の確保は各利水者の責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じている。</u>農業用水についても、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等による水利用の実態が変化している。</p> <p>一方、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。また、琵琶湖においても平成5年以降の10年間で、<u>-90cm以下となる水位低下が3回発生している。</u></p> <p>さらに、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがある。</p>	

利水 4章

第1稿	第2稿	備考
<p>4.4 利水</p> <p>(1) 水需要の確認 今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。</p> <p>(2) 水利権の見直しと用途間転用 現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める。 なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p> <p>(4) 水需要の抑制 利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための再利用や雨水利用を含めた具体的方策について検討する。</p> <p>(5) 渇水への対応 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水等の発生時の被害を最小限に抑える対策として、渇水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。</p>	<p>4.4 利水</p> <p>(1) 水需要の<u>精査</u>確認 今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。</p> <p>(2) 水利権の見直しと用途間転用 現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直しにあたっては、用途間転用等の水利用の合理化に努める。 なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p> <p>(4) 水需要の抑制 再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する。</p> <p>(5) 渇水への対応 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。 渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力(投資)が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p>	<p>[4.4全体] 委員会より具体的に記載するようにとの指摘を受け、追加・訂正</p>

利水 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>5.4 利水</p> <p>(1) 利水者の水需要の精査</p> <p>(2) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>(3) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握及び適正な取水量の検討を含めた法定化の促進</p> <p>(4) 既存水資源開発施設の効率的運用による渇水対策の検討・実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 効率的な運用(実態に基づく下流確保流量の見直し)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○桂川 日吉ダム 2) 効率的な運用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ○木津川 室生ダム ○猪名川 一庫ダム <p>(5) 従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整</p>	<p>5.4 利水</p> <p>(1) 利水者の水需要の精査確認</p> <p><u>利水者の水需要(水利用実績、需要予測、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</u></p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件(内:慣行 49件) ・その他用水 15件 <p>(2) 水利権の見直しと用途間転用</p> <p><u>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</u></p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。</p> <p>(3) 既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。</p> <p><u>取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 取水実態をよりの確に把握したよでの補給を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○桂川 日吉ダム 2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ○木津川 室生ダム ○猪名川 一庫ダム 3) 既設ダムの連携による効率的な補給を検討する。 <p>(4) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行なうための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るための組織への改正を調整する。</p>	<p>【全体】</p> <p>委員会より具体的に記載するようにとのある指摘を受け、追加・訂正</p>

利水 5章

第1種	第2種	備考
	<p>利水者、関係自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、漏水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。</p>	

利用 2章

第1稿

2. 4 利用

2. 4. 1 水面

淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として利用されてきた。明治初期に舟運のための航路の整備と維持を目的として設置された水制群の名残がワンドであり、淀川独特の河川環境を形成している。

淀川本川では、従来より砂利船、漁船等が航行しているが、近年では、レジャー産業の普及から水上オートバイ、プレジャーボート等の利用が増え水面利用の多様化が進み、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

水上オートバイの利用に関しては、関係行政機関及び利用者関係団体によって構成される淀川水上オートバイ関係問題連絡会を設立し、水面利用の適正化を検討した結果、摂津市一津屋地区を当面の暫定的利用箇所としている。

現在では、利用期間、利用時間、利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情も減ったが、水質調査の結果では、ベンゼン、トルエン、キシレン、MTBEが検出され新たな問題となっている。猪名川では、水面利用は殆ど見られないが、一部地域において、かんがい用取水堰を利用したボート遊びを行いたいとの要望がある。

宇治川、桂川では、遊覧船での水面利用が見られる。

瀬田川では、遊覧船や漁船の利用の他、カヌーや手漕ぎボート等の利用が主となり、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。

また、棧橋や係留施設が多数存在し、これらの施設が水面に濁みを作り、水質の悪化や水草の繁茂の一因になっている。

琵琶湖流入河川では、河川流量も少なく、水面利用はあまり見られない。

高山ダム、青蓮寺ダム等で、主に釣り船等の水面利用が見られる。

直轄管理区間ではないが、琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排出ガスによる水質汚濁の問題が提起されており、滋賀県は琵琶湖の自然環境の保全や地域住民の生活環境保全を目的とした

第2稿(案)

2. 4 利用

2. 4. 1 水面

淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として利用されてきている。明治初期に舟運のための航路の整備と維持を目的として設置された水制群の名残がワンドであり、淀川独特の河川環境を形成している。

淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。水上オートバイの利用に関しては、関係行政機関及び関係利用者団体によって淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた結果、摂津市一津屋地区を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果では、ベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBEが検出され新たな問題となっている。

猪名川では、水面利用は殆ど見られないが、一部地域において、かんがい用取水堰を利用したボート遊びを行いたいとの要望がある。

宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。

木津川上流域(笠置橋より上流)では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られる。一方、木津川下流では、カヌーによる水面利用が見られる。

瀬田川では、遊覧船や漁船のほか、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用・景観を妨げている。

琵琶湖に流入している野洲川及び草津川では、河川流量が少なく、水面利用はあまり見られない。

琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排出ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や

備考

利用 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(滋賀県条例第52号)を制定し、その規定の中で2サイクルエンジンの動力船を使用禁止としている。また、航行規制については、上記条例と現行条例の「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により、今後どの範囲にするのかなど細部の調整を図っている。</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等の利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断構造物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。</p> <p>2.4.2 河川敷 (1) 利用 淀川本川では、広範囲にわたって造成された高水敷において社会的要請に応え、グラウンド等の施設整備が進められてきた。この結果、例えば淀川河川公園では、年間約520万人もの住民が利用するなど、市民に憩いの場を提供しており、身近な自然空間として河川敷を公園として利用したいとの要望が強い。猪名川では高水敷の65%近くが公園やグラウンド等として利用されており、新たな占有要望もある。琵琶湖流入河川では、地元自治体や地域住民から、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの要望が強い。具体的には、野洲川では、地域に密着した河川公園の整備があり、草津川においては、旧草津川のような桜堤となるように桜堤と公園整備の一体整備の要望を受けている。一方、これらの人工的な施設整備は、河川の生態系を縦断的に分断しており、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> <p>(2) 違法行為の存在 堤外民有地での耕作や占有許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。また、従来からの継続的な違法工作物が存在する。</p> <p>(3) ホームレスの増加</p>	<p>地域住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止することとしている。また、航行規制については、上記条例により、騒音防止の観点から航行規制水域が指定され、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等による航行規制と併せて、湖面の適正な利用を図っている。</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等による水面利用では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断構造物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。</p> <p>2.4.2 河川敷 (1) 利用 淀川流域では、広範囲にわたって造成された高水敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、2,984千㎡(高水敷の15%)が整備され、このうち国営淀川河川公園では、年間約520万人(平成13年度)もの住民が利用するなど、市民に憩いの場を提供するとともに、身近な自然空間として河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。また、猪名川においては308千㎡(高水敷の65%)が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されており、新たな占有要望もある。さらに、琵琶湖流入河川のひとつである野洲川においては、425千㎡(高水敷の25%)が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されているが、沿川自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望が多く出されている。一方、これら公園、グラウンド等人工的に整備された施設の中には、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっているものもあり、河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> <p>(2) 違法行為の存在 堤外民有地での耕作や占有許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。また、従来からの継続的な違法工作物が存在している。</p>	<p>備考</p>

利用 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの増加が見られる。</p> <p>(4) 迷惑行為の増大 ゴルフ、モトクロス、ラジコン等、一般利用者及び周辺住民にとって迷惑（騒音、危険行為等）となる行為が増大し苦情も多く発生している。</p> <p>2. 4. 3 舟運 京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運は暮を閉じて以来約40年間、舟運は伏見・観月橋周辺での観光や砂利採取の土運搬船等の航行に止まっている。 しかし、近年市民の河川に対する関心の増大、沿川自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。</p> <p>記載なし</p>	<p>(3) ホームレスの増加 近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの増加が見られる。</p> <p>(4) 迷惑行為の増大 一般利用者及び周辺住民にとって迷惑（騒音、危険行為等）となる場所において、ゴルフ、モトクロス及びラジコン等の行為が増加し苦情も多く発生している。</p> <p>2. 4. 3 舟運 京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運は暮を閉じて以来約40年間、舟運は伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取の土運搬船等の航行に止まっている。 しかし、近年市民の河川に対する関心の増大、沿川自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。</p> <p>2. 4. 4 漁業 <u>琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。</u> 琵琶湖では、5月～7月頃にかけての水位低下が、ニゴロブナ等の産卵に支障を与えている恐れがある。また、近年、アユの冷水病等、魚類の罹病が多発している。 また、瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少、砂州における樹林の繁茂等で、生物の生息・生育環境が悪化している。 <u>淀川大堰下流の汽水域では、夏期の濁水期に底層の溶存酸素量が低下しており、魚類等の生息環境の悪化を招いている。</u> <u>淀川においては、年々漁獲高が減少しており、平成11年度には、約250トンとなっている。また、琵琶湖においても減少しつづけ、平成13年度には約2,000トンにとどまっている。猪名川においては、平成12年度に約3,3トンの漁獲高がある。</u></p>	<p>委員会の指摘により、漁業について追記</p>

利用 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>4. 5 利用</p> <p>4. 5. 1 水面</p> <p>水上オートバイ、プレジャーボート等水面利用が多様化することで秩序ある利用が必要とされる箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。</p> <p>また、河川の水生生物や水鳥に影響を与える利用についても同様の措置を講ずる。</p> <p>瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地元住民や市民組織と調整を図る。</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等の円滑な利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。</p> <p>4. 5. 2 河川敷</p> <p>(1) 利用</p> <p>河川敷は河川特有の空間であり、周辺環境・地域性を考慮し、その特性を損なわないで、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、現状の利用形態を見直し、グランド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。</p> <p>しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグランド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用については個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする。</p> <p>(2) 違法行為</p> <p>河川敷で違法に行われている耕作等の違法行為は、違法行為は正実施計画を立て早期の是正に努める。</p> <p>(3) ホームレスへの対応</p> <p>関係省庁、関係自治体と一体となった対策を進める。</p>	<p>4. 5 利用</p> <p>4. 5. 1 水面</p> <p>水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。</p> <p>また、河川に生息する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。</p> <p>瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地域住民及び住民団体と調整を図る。</p> <p><u>カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。</u></p> <p>4. 5. 2 河川敷</p> <p>(1) 利用</p> <p><u>河川空間は、水面や高水敷或いはその間に挟まれた水陸移行帯等、その姿は特有のものであり、多様な生物が存在している。高水敷利用にあたっては、周辺環境・地域性に配慮し、その特性を損なわないで「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、現状の利用形態を見直し、グランド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。</u></p> <p><u>しかしながら、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグランド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望或いはまちづくり全体の中での議論等の意見がある。このことから、河川敷の利用については、個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き判断することとする。</u></p> <p>(2) 違法行為</p> <p>河川敷で違法に行われている耕作等の行為は、違法行為は正実施計画を立て早期の是正に努める。</p> <p>(3) ホームレスへの対応</p> <p><u>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき関係自治体と一体となって、河</u></p>	

利用 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>(4) 迷惑行為 迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る。</p> <p>4. 5. 3 舟運 大規模震災時における緊急輸送を目的とした舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する要望を踏まえて、航路確保や付属施設の整備等について検討する。</p> <p>記載なし</p>	<p><u>川敷地の適正な利用を図る。</u></p> <p>(4) 迷惑行為 迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る。</p> <p>4. 5. 3 舟運 <u>阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する要望を踏まえて、航路確保や付属施設の整備等について検討する。</u></p> <p>4. 5. 4 漁業 <u>淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護につなげる。</u></p>	<p>委員会の指摘により、漁業について追記</p>